

≡ 概要版 ≡

令和3年度 「取引実態調査」(第16回)  
結果報告書

令和4年12月

全国米穀販売事業共済協同組合

## はじめに

全米販の組合員は米穀卸売業者として、米穀の安全や品質を確保し、消費者から信頼される製品を提供するよう取り組んでいます。その一環として、取引先との透明性・公正性・合理性ある取引を実現し、「不公正と思われる取引」の是正を図ることを目的として、全米販では、平成18年度より「取引実態調査」を実施し、その結果を以って、監督官庁である農林水産省をはじめ、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁のほか、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の取引先関連団体に対して、不公正と思われる取引の是正を求めてまいりました。今回で16回目を迎えます。

「不公正と思われる取引」については、コンプライアンスの社会的浸透が進み、組合員と本組合も是正に取り組んでまいりました。さらなる是正を進めるためには何よりも継続した粘り強い取り組みが必要であると考えております。

今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

令和4年12月

全国米穀販売事業共済協同組合

## I 調査方法等

1. 調査実施時期 令和4年3月

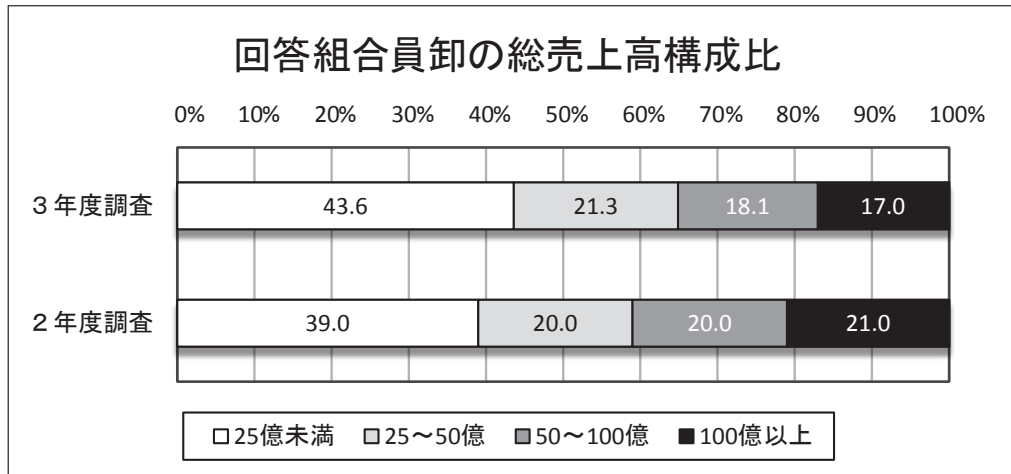
2. 調査方法 組合員卸への郵送によるアンケート調査

3. 回収結果	<今回調査>	2年度	元年度	30年度
(1) 送付組合員卸数	146卸	146卸	148卸	148卸
(2) 回答組合員卸数	94卸	100卸	85卸	88卸
(3) 回収率	64.4%	68.5%	57.4%	59.5%

4. 集計について

- (1) 「販売先の不公正と思われる取引」の調査における「販売先区分」については「販売先区分の定義」(付属資料別紙1 104ページ)による。
- (2) 問1～6の調査項目は「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 第4 優越的地位の濫用となる行為類型」(付属資料別紙2 106ページ～)による。
- (3) 問8および問9の調査項目は「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(付属資料別紙3 132ページ～)による。
- (4) 本調査においては、販売先区分ごとおよび仕入先区分ごとの状況を把握することを目的としている。そのため、各調査項目については、区分ごとに取引のある組合員卸数を集計しており、合計についてはこれらの合算による延数となっている。従って、調査結果の割合はこれら延数に対する割合であり、回答組合員卸数「94卸」に対する割合ではない。
- (5) その他留意点
  - ① 当てはまるもの1つを選ぶ設問の回答は、帯グラフで表示している。
  - ② 複数回答可の設問の回答は、棒グラフで表示している。
  - ③ [販売先区分]の後ろの( )は、取引のある組合員卸数である。
  - ④ データテーブルは2年度調査(前回調査)と3年度調査(今回調査)の結果を記載しているが、前回調査、今回調査ともに選択されなかった項目については空欄としている。
  - ⑤ パーセンテージの合計については、ラウンドの関係で100%とならない場合がある。

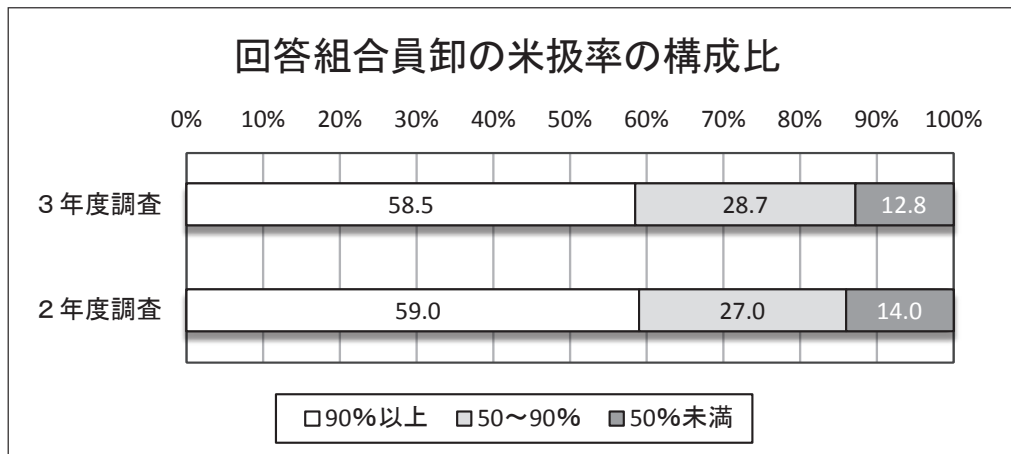
5. 回答組合員卸の総売上高構成比



総売上高 データテーブル

	25億未満	25~50億	50~100億	100億以上	合計
3年度調査	41 卸 43.6 %	20 卸 21.3 %	17 卸 18.1 %	16 卸 17.0 %	94 卸
2年度調査	39 卸 39.0 %	20 卸 20.0 %	20 卸 20.0 %	21 卸 21.0 %	100 卸
増減	2 卸 +4.6 ポイント	0 卸 +1.3 ポイント	▲3 卸 ▲1.9 ポイント	▲5 卸 ▲4.0 ポイント	▲6 卸

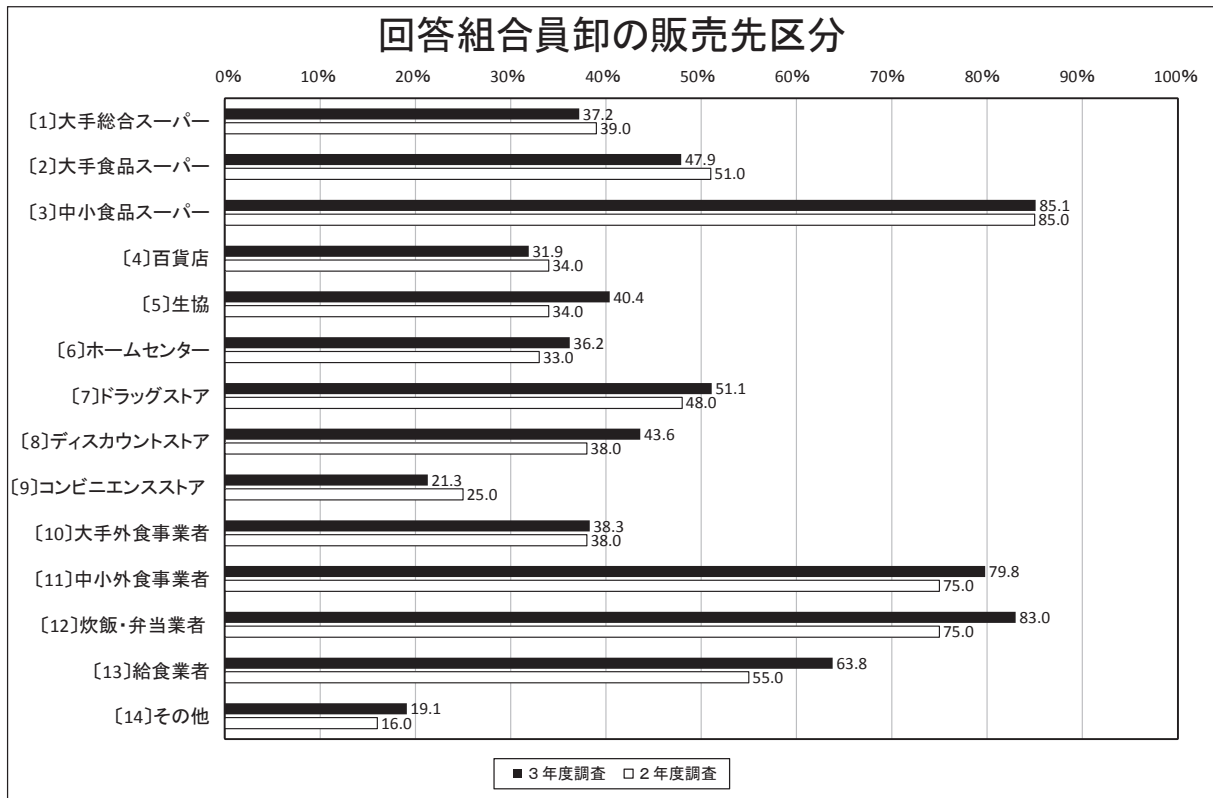
6. 回答組合員卸の米扱率（総売上高に占める米穀売上高の割合）構成比



米扱率 データテーブル

	90%以上	50~90%	50%未満	合計
3年度調査	55 卸 58.5 %	27 卸 28.7 %	12 卸 12.8 %	94 卸
2年度調査	59 卸 59.0 %	27 卸 27.0 %	14 卸 14.0 %	100 卸
増減	▲4 卸 ▲0.5 ポイント	0 卸 +1.7 ポイント	▲2 卸 ▲1.2 ポイント	▲6 卸

7. 回答組合員卸の販売先取引割合



販売先区分 データテーブル

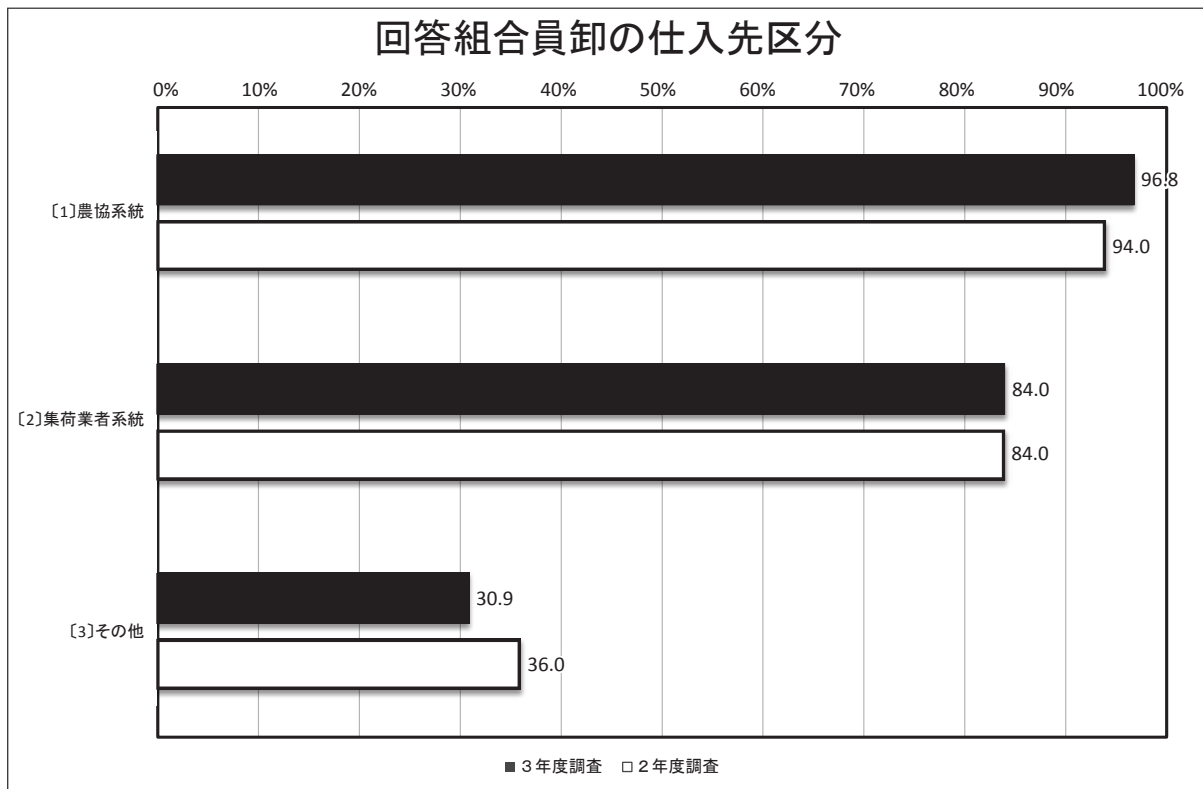
	[1]大手 総合スーパー	[2]大手 食品スーパー	[3]中小 食品スーパー	[4]百貨店	[5]生協	[6] ホームセンター	[7] ドラッグストア	
3年度調査	35 卸 37.2 %	45 卸 47.9 %	80 卸 85.1 %	30 卸 31.9 %	38 卸 40.4 %	34 卸 36.2 %	48 卸 51.1 %	
2年度調査	39 卸 39.0 %	51 卸 51.0 %	85 卸 85.0 %	34 卸 34.0 %	34 卸 34.0 %	33 卸 33.0 %	48 卸 48.0 %	
増減	▲ 4 卸 ▲ 1.8 ポイント	▲ 6 卸 ▲ 3.1 ポイント	▲ 5 卸 +0.1 ポイント	▲ 4 卸 ▲ 2.1 ポイント	4 卸 +6.4 ポイント	1 卸 +3.2 ポイント	0 卸 +3.1 ポイント	

	[8] ディスカウントストア	[9] コンビニエンスストア	[10]大手 外食事業者	[11]中小 外食事業者	[12]炊飯・ 弁当業者	[13]給食業者	[14]その他	《回答卸数》 合計
3年度調査	41 卸 43.6 %	20 卸 21.3 %	36 卸 38.3 %	75 卸 79.8 %	78 卸 83.0 %	60 卸 63.8 %	18 卸 19.1 %	94 卸
2年度調査	38 卸 38.0 %	25 卸 25.0 %	38 卸 38.0 %	75 卸 75.0 %	75 卸 75.0 %	55 卸 55.0 %	16 卸 16.0 %	100 卸
増減	3 卸 +5.6 ポイント	▲ 5 卸 ▲ 3.7 ポイント	▲ 2 卸 +0.3 ポイント	0 卸 +4.8 ポイント	3 卸 +8.0 ポイント	5 卸 +8.8 ポイント	2 卸 +3.1 ポイント	▲ 6 卸

- 最も取引のある販売先区分は、〔3〕中小食品スーパー（80 卸 85.1%（回答組合員卸数（94 卸）に対する割合。以下同じ。）であった。
- 以下、〔12〕炊飯・弁当業者（78 卸 83.0%）、〔11〕中小外食事業者（75 卸 79.8%）、〔13〕給食業者（60 卸 63.8%）および〔7〕ドラッグストア（48 卸 51.1%）の順であった。
- 〔14〕その他の具体的事例は、「米穀小売業」、「米穀卸売業」、「漁業協同組合」、「EC事業者」、「清酒メーカー」、「一般家庭」であった。

8. 回答組合員卸の仕入先取引割合



仕入先区分 データテーブル

	[1] 農協系統	[2] 集荷業者系統	[3] その他	合計
3年度調査	91 卸 96.8 %	79 卸 84.0 %	29 卸 30.9 %	94 卸
2年度調査	94 卸 94.0 %	84 卸 84.0 %	36 卸 36.0 %	100 卸
増減	▲ 3 卸 +2.8 ポイント	▲ 5 卸 +0.0 ポイント	▲ 7 卸 ▲ 5.1 ポイント	▲ 6 卸

- 最も取引のある仕入先区分は、前回調査同様、〔1〕農協系統（91 卸 96.8%（回答卸数（94 卸）に対する割合。）であった。
- 〔3〕その他の具体的仕入先は、「生産者」、「生産法人」、「卸間売買」、「仲介業者」であった。

## Ⅱ 調査結果取りまとめ

### [1] 販売編

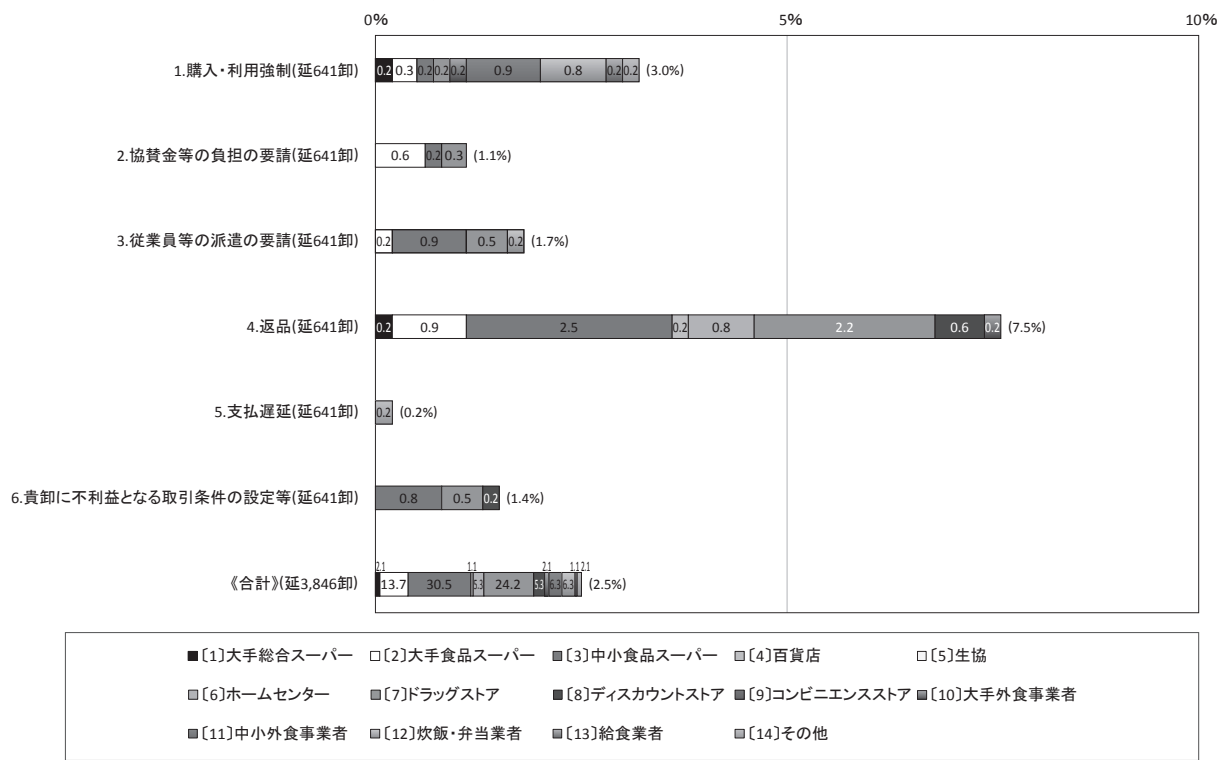
#### 販売先の不公正と思われる取引について

- 「販売先の不公正と思われる取引」が「存在する」と回答した卸の割合は、《全販売先》で前回調査の3.1%から2.5%に減少（前回調査比▲0.6 ㊦）した。

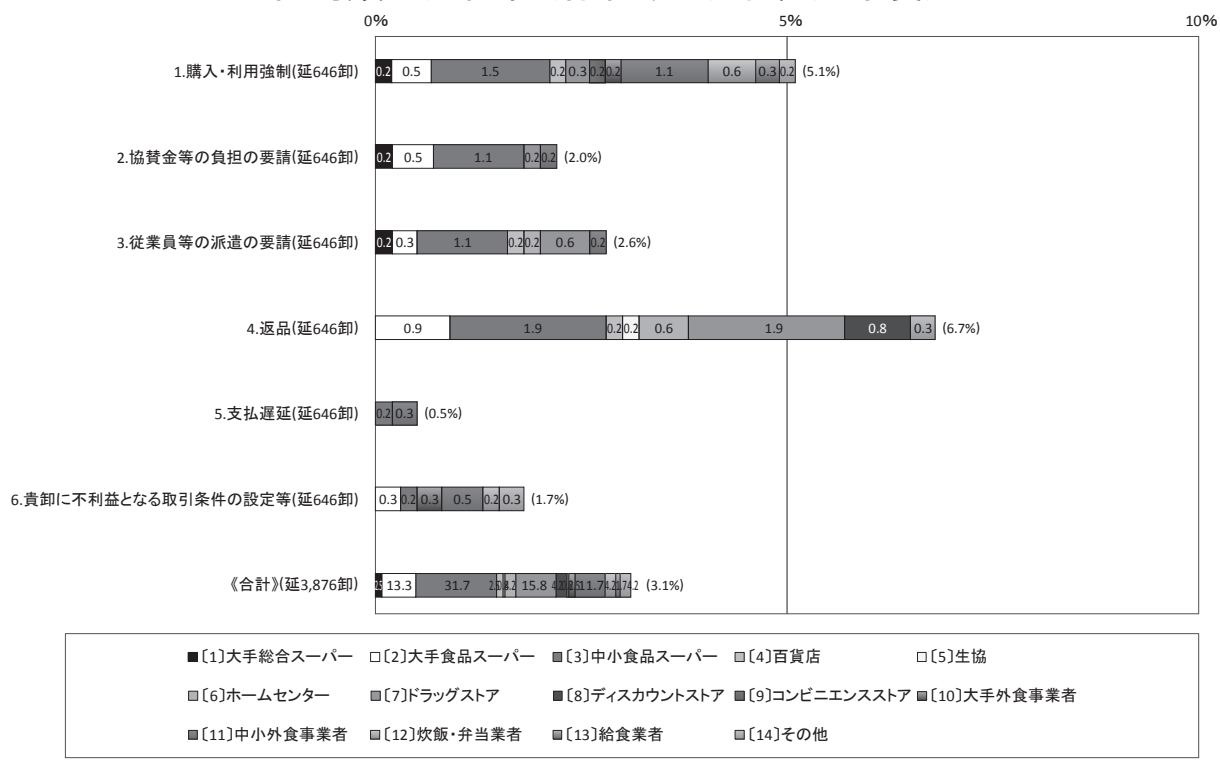
#### ① 行為類型別回答（存在する）

- 不公正と思われる取引が最も存在する行為類型は「4. 返品」であった。
  - 「1. 購入・利用強制」は前回調査の5.1%から3.0%に減少した。
  - 「2. 協賛金等の負担の要請」は前回調査の2.0%から1.1%に減少した。
  - 「3. 従業員の派遣の要請」は前回調査の2.6%から1.7%に減少した。
  - 「4. 返品」は前回調査の6.7%から7.5%に増加し、不公正と思われる取引が最も多い行為類型であった。
  - 「5. 支払遅延」は前回調査の0.5%から0.2%に減少した。
  - 「6. 貴卸に不利益となる取引条件の設定等」は前回調査の1.7%から1.4%に減少した。

## 行為類型別回答(存在する)卸数



## 行為類型別回答(存在する)卸数(2年度)

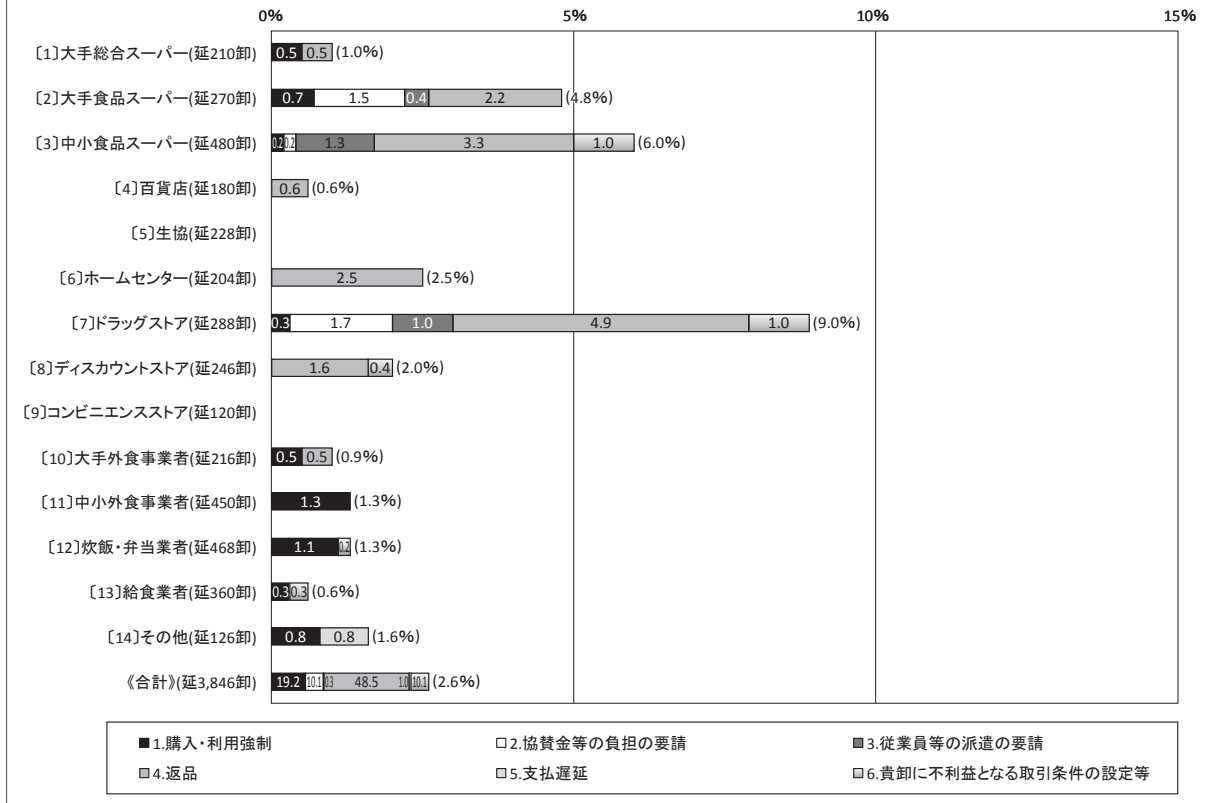




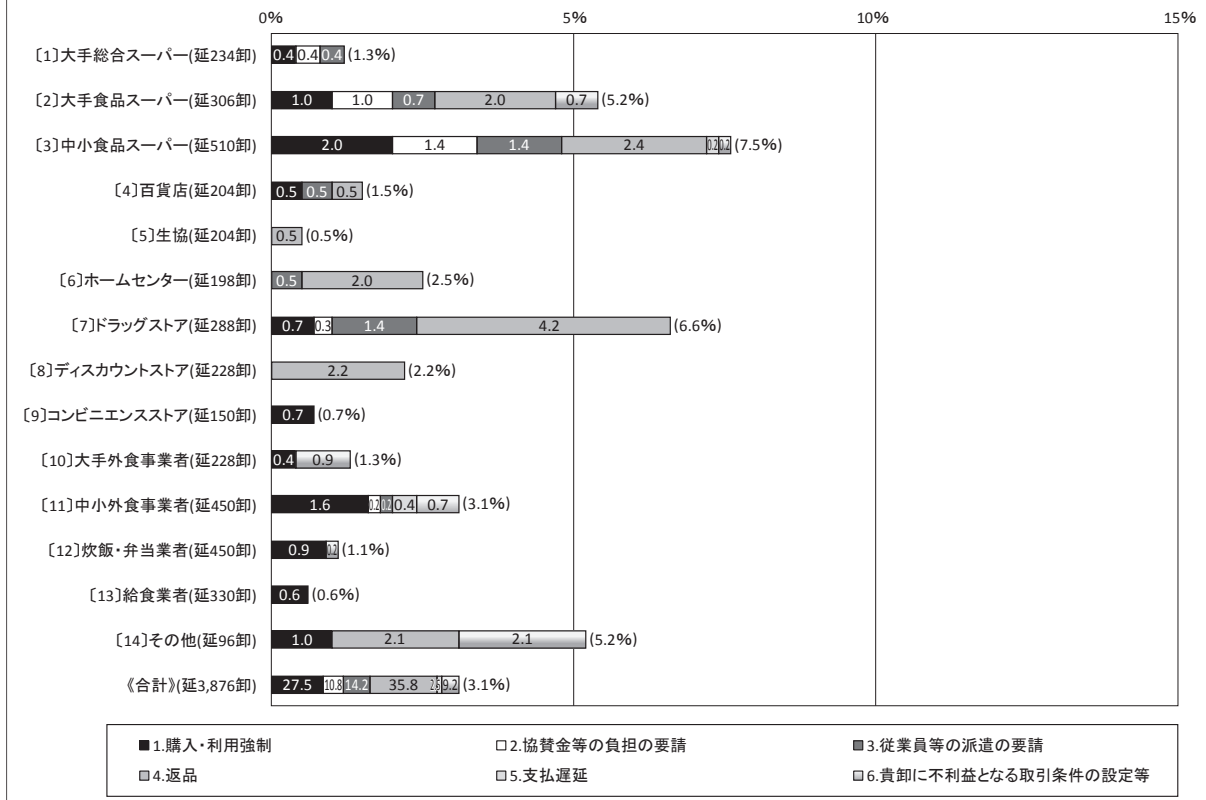
## ② 販売先別回答（存在する）

- 不公正と思われる取引が最も多く存在する販売先は、〔7〕ドラッグストアであった。
  - 〔1〕大手総合スーパーは、前回調査の1.3%から1.0%に減少した。
  - 〔2〕大手食品スーパーは、前回調査の5.2%から4.8%に減少した。
  - 〔3〕中小食品スーパーは、前回調査の7.5%から6.0%に減少した。
  - 〔4〕百貨店は、前回調査の1.5%から0.6%に減少した。
  - 〔5〕生協は、前回調査の0.5%だったが今回調査では回答がなかった。
  - 〔6〕ホームセンターは、前回調査と同じ2.5%だった。
  - 〔7〕ドラッグストアは、前回調査の6.6%から9.0%に増加し、不公正と思われる取引が最も多く存在する販売先であった。
  - 〔8〕ディスカウントストアは、前回調査の2.2%から2.0%に減少した。
  - 〔9〕コンビニエンスストアは、前回調査では0.7%だったが今回調査では回答がなかった。
  - 〔10〕大手外食事業者は、前回調査の1.3%から0.9%に減少した。
  - 〔11〕中小外食事業者は、前回調査の3.1%から1.3%に減少した。
  - 〔12〕炊飯・弁当業者は、前回調査の1.1%から1.3%に増加した。
  - 〔13〕給食業者は、前回調査と同じ0.6%だった。
  - 〔14〕その他は、前回調査の5.2%から1.6%に減少した。

## 販売先別回答(存在する)卸数



## 販売先別回答(存在する)卸数(2年度)



[参考]

不公正と思われる取引の具体的な事例 [販売先別]

[1] 大手総合スーパー

- 毎年暗黙の了解により、ケーキ等の購入がある。

[2] 大手食品スーパー

- センターフィーやリベート算出の根拠が不明確。
- マーケティングリサーチや販売計画等の資料作成を強要される。
- センターフィーより何%プラスと指示され、具体的な説明は無い

[3] 中小食品スーパー

- センターフィーやリベート算出の根拠が不明確。
- 棚卸、店破れ製品の返品要請。

[4] 百貨店（具体的な事例はなかった）

[5] 生協（具体的な事例はなかった）

[6] ホームセンター（具体的な事例はなかった）

[7] ドラッグストア

- 精米日より45日間～60日間経過した商品の返品。交渉するも聞き入れてもらえず。
- 「出来ないなら、御社との取引がなくなるだけ」等の言動で、対応を強いられる。
- 必要な利益が足りないとのことでリベートを決定。ところが事前説明と異なる方法で課金。
- 返品に応じないと新規商談できない。

[8] ディスカウントストア

- 精米時期から一定期間超過した商品の返品。
- 販売期間を3週間や1カ月と決め、売れ残り商品の返品。

[9] コンビニエンスストア（具体的な事例はなかった）

[10] 大手外食事業者

- 接待の強制。

[11] 中小外食事業者（具体的な事例はなかった）

[12] 炊飯・弁当業者

- おせち購入要請。

[13] 給食業者

- 接待の強制。
- 競合他社の安い納入価格に合わせられた。

[14] その他

- 事前に協議していない原価で発注された。

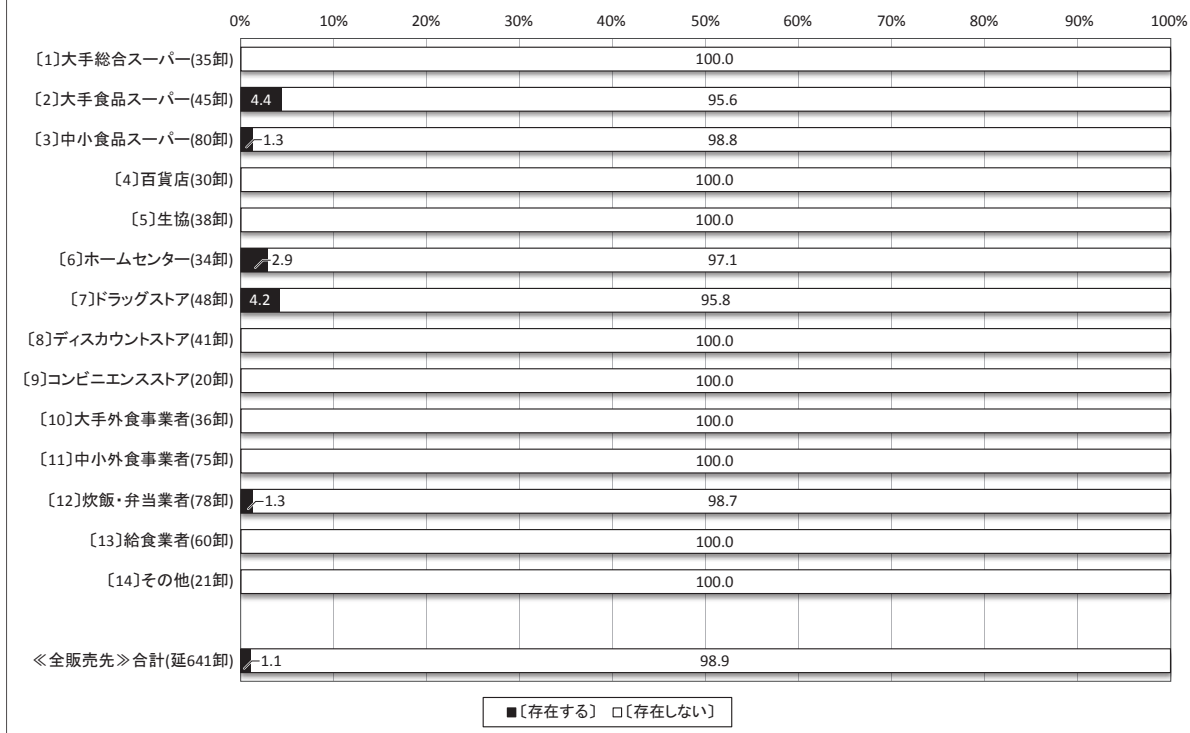
### ③ 不当廉売編

#### < 1. 継続して取引する相手方による（不当廉売） >

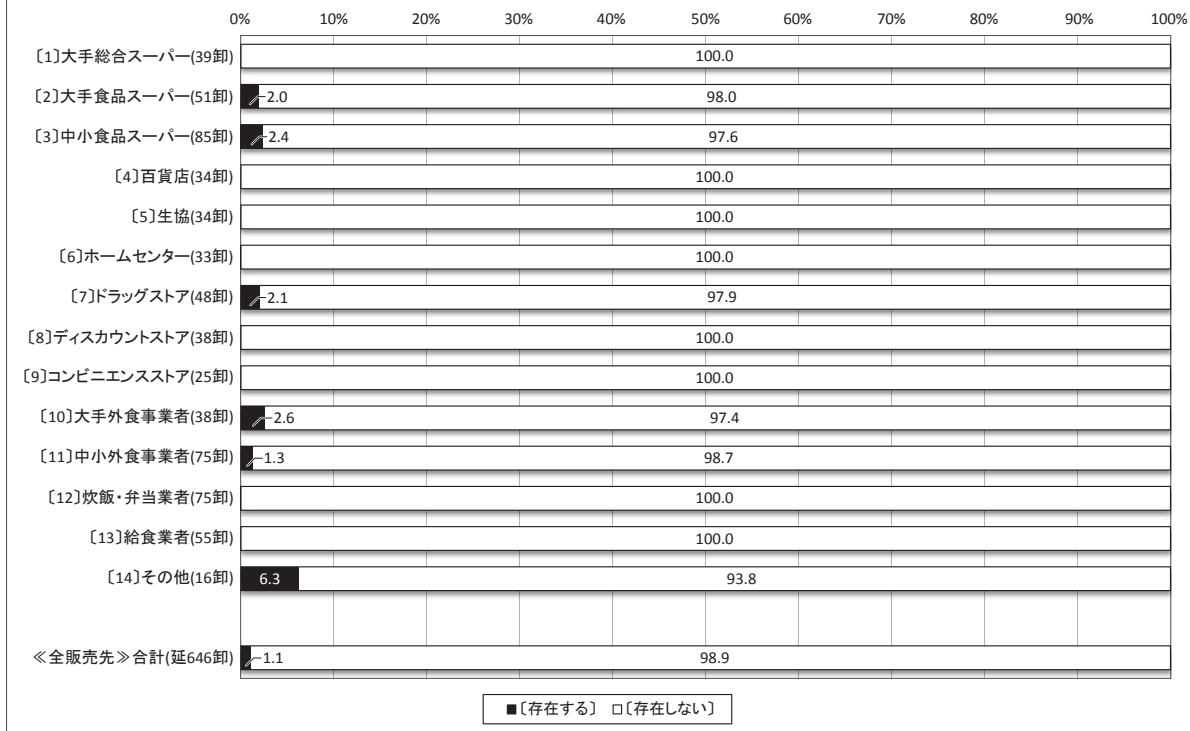
**現在、継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）において正当な理由がなく仕入価格と必要経費<sup>※</sup>を下回る価格で消費者に継続して販売する「不当廉売」と思われる行為を行なう販売先が存在しますか。**

- 「継続して取引する相手方による不当廉売」が「存在する」との回答は、《全販売先》で前回調査と同じ1.1%（延7卸）であった。
- 「存在する」との回答があったのは、割合が高い順（上位5販売先）に、〔2〕大手食品スーパー4.4%（2卸）、〔7〕ドラッグストア4.2%（2卸）、〔6〕ホームセンター2.9%（1卸）、〔3〕中小食品スーパー1.3%（1卸）、〔12〕炊飯・弁当業者1.3%（1卸）であった。
- 「存在する」との回答がなかったのは、〔1〕大手総合スーパー、〔4〕百貨店、〔5〕生協、〔8〕ディスカウントストア、〔9〕コンビニエンスストア、〔10〕大手外食事業者、〔11〕中小外食事業者、〔13〕給食業者、〔14〕その他であった。

## 取引先による「不当廉売」の有無



## 取引先による「不当廉売」の有無(2年度)



< 2. 同業他社による（不当廉売） >

問 現在、継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。）に対し同業他社が正当な理由がなく商品又は役務を低い対価で継続的に供給する「不当廉売」と思われる行為が存在しますか。

- 「同業他社による不当廉売」が「存在する」との回答は、《全同業他社》で前回調査の 8.4%（延 59 卸）から 9.7%（延 64 卸）で増加となった。

問 データテーブル

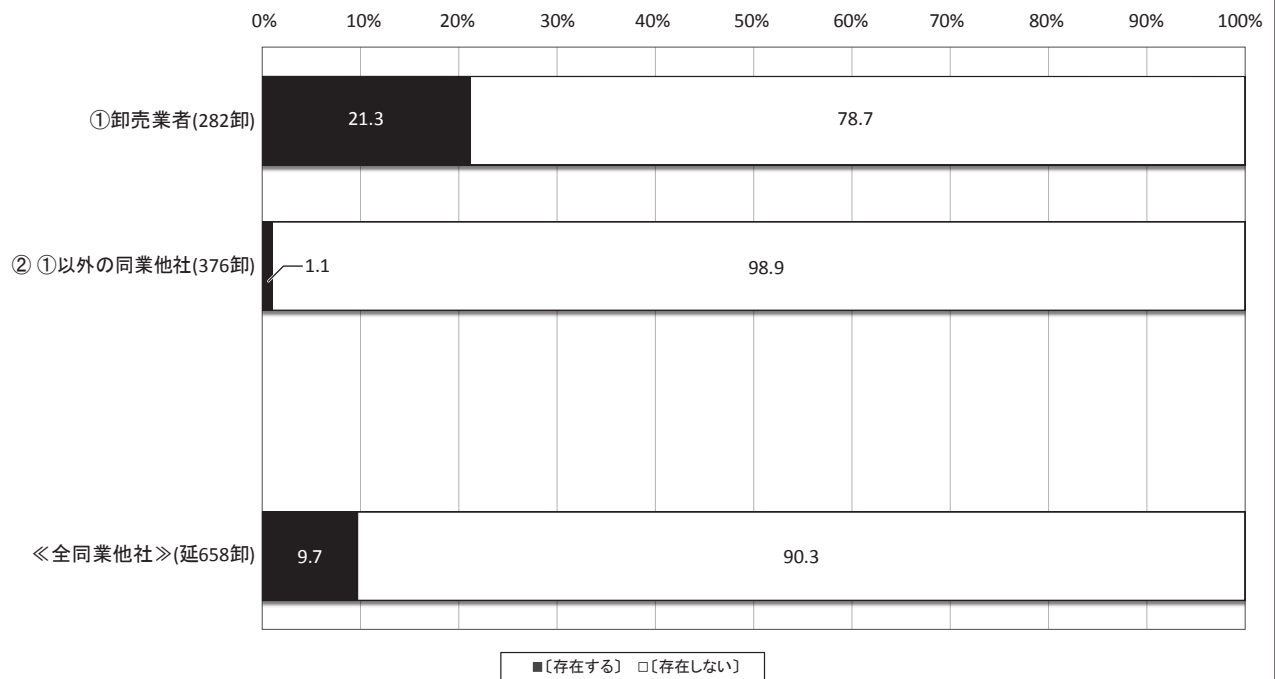
		①卸売業者	② ①以外の同業他社	《全同業他社》 合計
〔存在する〕	3年度調査	60 卸 21.3 %	4 卸 1.1 %	延 64 卸 9.7 %
	2年度調査	53 卸 17.7 %	6 卸 1.5 %	延 59 卸 8.4 %
	増減	+ 7 卸 3.6 ポイント	▲ 2 卸 ▲ 0.4 ポイント	延 5 卸 + 1.3 ポイント
〔存在しない〕	3年度調査	222 卸 78.7 %	372 卸 98.9 %	延 594 卸 90.3 %
	2年度調査	247 卸 82.3 %	394 卸 98.5 %	延 641 卸 91.6 %
	増減	▲ 25 卸 ▲ 3.6 ポイント	▲ 22 卸 0.4 ポイント	延 ▲ 47 卸 ▲ 1.3 ポイント
取引卸数	3年度調査	282 卸	376 卸	延 658 卸
	2年度調査	300 卸	400 卸	延 700 卸
	増減	▲ 18 卸	▲ 24 卸	延 ▲ 42 卸

（注）同業他社の区分は、以下の 7 区分とし、集計は、①卸売業者（〔1〕～〔3〕）、② ①以外の同業他社にまとめている。

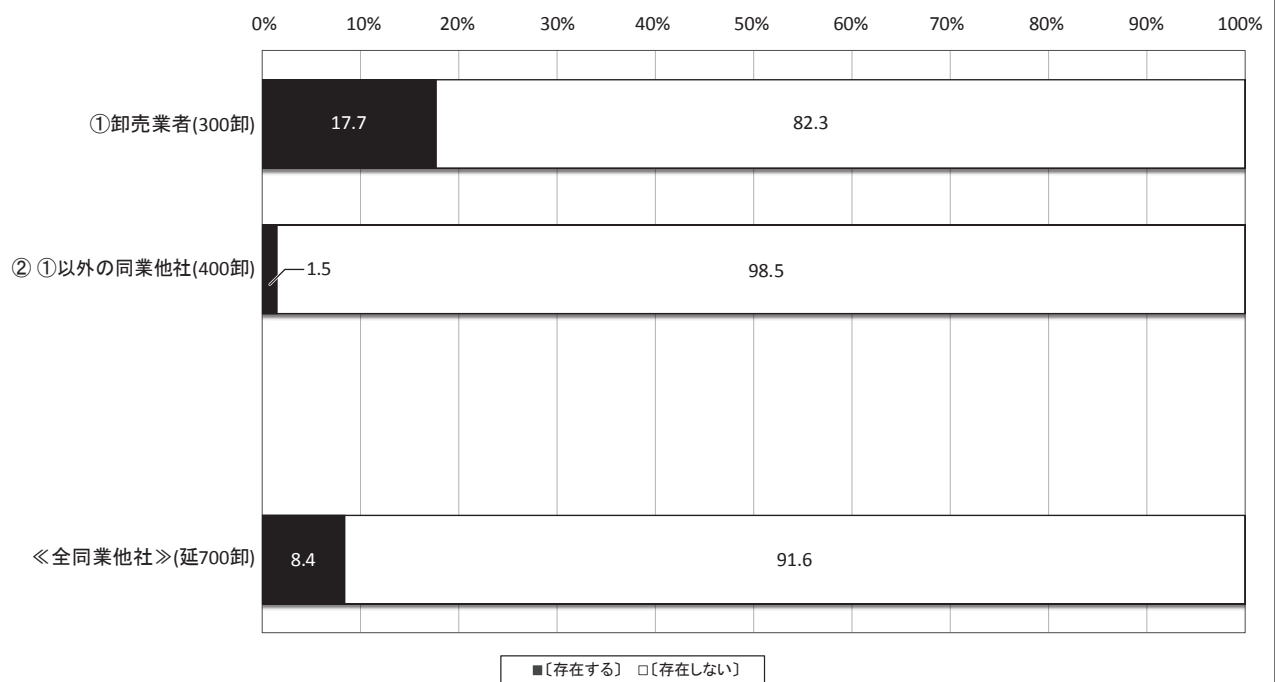
<同業他社区分>

〔1〕全米販の組合員、〔2〕パウルライス、〔3〕〔1〕と〔2〕以外の販売業者、〔4〕農協、〔5〕農業法人、〔6〕商社、〔7〕その他

## 同業他社による「不当廉売」の有無



## 同業他社による「不当廉売」の有無(2年度)

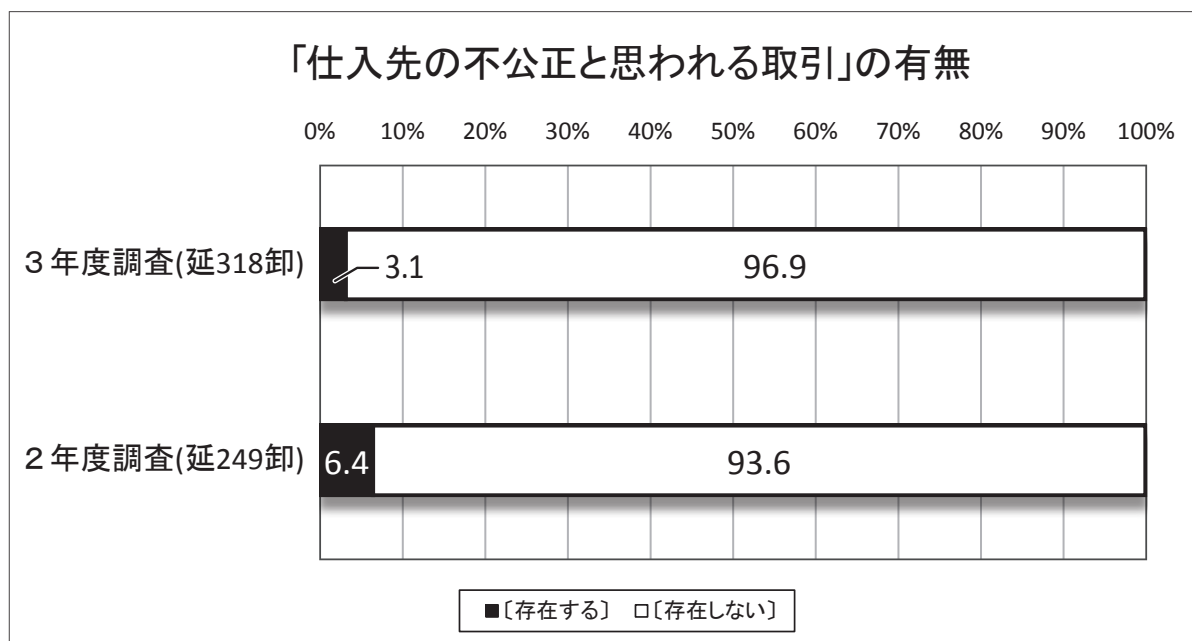


## [2] 仕入編

仕入先の不公正と思われる取引について

問 現在、仕入先との取引において不公正と思われる取引が存在しますか。

- 「仕入先の不公正と思われる取引」が「存在する」との回答は、前回調査の6.4%（延16卸）から3.1%（延10卸）に減少（前回調査比▲3.3ポイント）した。



「仕入先の不公正と思われる取引」の有無 データテーブル

	〔存在する〕	〔存在しない〕	取引卸数
3年度調査	延 10 卸 3.1 %	延 308 卸 96.9 %	延 318 卸
2年度調査	延 16 卸 6.4 %	延 233 卸 93.6 %	延 249 卸
増減	延▲6 卸 ▲3.3 ポイント	延+75 卸 +3.3 ポイント	延+69 卸



令和 3 年度 「取引実態調査」(第 16 回) 結果報告書

---

令和 4 年 12 月 発行

編集 全国米穀販売事業共済協同組合 業務部

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15

TEL (03)4334-2120 FAX (03)4334-2127

---

承諾なしに転載、転写およびデータベース、磁気媒体、  
光ディスクなどへの入力を禁じます。